

公益社団法人日本観光振興協会役員退任慰労金支給規程

平成15年4月 1日制定

平成21年6月16日改正

平成23年4月 1日改正

平成23年4月 1日改正

平成25年4月 1日改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本観光振興協会役員(以下「日観協という。’)の常勤の役員(以下「役員」という。’)の退任慰労金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 退任慰労金は、役員が退任した場合に、その者(死亡による退任の場合には、その遺族)に支給する。ただし、役員が公益社団法人日本観光振興協会定款第26条の規定による総会において解任された場合は、退任慰労金は支給しない。

(支給基準)

第3条 退任慰労金は、退任時の報酬月額に100分の12.5及びその者の在任月数を乗じて得た額の範囲内で、会長が、協会の財政状況、当該役員の業績等を勘案して定めるものとする。

2 退職手当の額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

(在職月数の計算)

第4条 役員の在職月数は、役員就任の月から退任または死亡の月までとする。

(支給方法等)

第5条 退任慰労金の支給に当たっては、日観協が当該役員に債権がある場合にあつては、その債権相当額を差し引くものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程の制定・改廃は、会長が決定する。
- 2 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 16 日）

この規程は、平成 21 年 6 月 16 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。